



～第1ステージ取得済み施設向け～

認証基準変更Q&A

どのような認証基準が追加されましたか？

★今回追加された認証基準は次の部分です。

- ・一般衛生管理に関する基準 ⇒ 認証基準1.1から9.4まで
- ・HACCPに関する基準 ⇒ 認証基準10.6から10.12まで

◎一般衛生管理に関する基準について

次の項目に分かれています。第1ステージで必須となる基準のほとんどは、食品衛生法等により規定されているものですので、一つ一つ確認しましょう。

- (項目) 1 施設設備、機械器具の管理 / 2 ねずみ、昆虫等の防除 / 3 使用水の衛生管理
4 廃棄物及び排水の衛生管理 / 5 従事者の衛生管理 / 6 従事者の衛生教育
7 食品等の衛生的な取扱い / 8 製品の回収、苦情対応 / 9 関係法令の遵守

◎HACCPに関する基準について

危害の発生を防ぐための特に重要な工程について、管理方法を決定し、実施したことを記録する必要があります。

第1ステージの場合は、各業界団体が作成した「手引書」を活用することが認められます。

どのようにして取組を進めていけば良いですか？

★認証基準1.1から9.4に沿って、施設の状態や、衛生管理の取組ができているかを確認しましょう。不足しているところがあれば、改善策をとったり、新たなルール作りをしましょう。

◎認証基準においてマニュアルの作成や、記録の実施・保管が定められている場合、文書を備えておく必要があります。

★衛生管理計画を作成しましょう。→日々の実施状況を記録し、保管しましょう。

衛生管理計画には、一般衛生管理のポイントと、重要管理のポイントを明記します。

【一般衛生管理のポイント】

認証基準で確認した内容に沿って、施設で実施する取組を記載します。

【重要管理のポイント】

各業界団体が作成した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」(厚生労働省ホームページにて公開)を参考に、特に重要な工程の管理方法を記載します。



認証を維持するには、いつまでに対応しなければなりませんか？

★現在取得している認証は、認証書に記載されている認証の期限まで有効です。

認証の更新を行う際には、そのときに適用されている認証基準を満たしておかなければ、更新ができません。

※令和6年3月31日までは、経過措置が適用されます。詳細は別途お知らせします。

★今回の認証基準の変更は、食品衛生法の改正によるHACCP制度化に対応させるためのものです。認証の取得の有無にかかわらず、今年6月以降は、衛生管理計画の作成や、実施内容の記録等の取組ができていない事業者は、保健所による指導の対象となります。

このことから、認証の期限にかかわらず、お早めの対応をお願いします。